

バーゼルⅡと証券市場

氷見野 良 三

はじめに

御紹介いただきました氷見野です。よろしくお願いたします。

今日は、「バーゼルⅡと証券市場」ということでお話をさせていただきます。

一九八八年に導入されました銀行の自己資本比率規制がいわゆるB I S規制と呼ばれている規制なわけですが、これが、先ほど司会の方からお話がありましたとおり、ことしの三月末か

ら新しいものになります。「バーゼルⅡ」と呼んでおりますけれども、これについて今日はお話しさせていただきます。

今日は、まず、そもそも、何でB I S規制なんというものをやるのか、自己資本比率規制というのは銀行になぜ課せられて、どう変わってきたかというあたりをお話しさせていただいて、その大きな流れの中でバーゼルⅡをとらえてみたいと考えます。

その上で、更に、具体的にどういう中身なのか、また、こういうものができるについての交渉

経緯はどうだったのかという、バーゼルⅡそのものについてのお話を簡単にさせていただきまして、その上で、「バーゼルⅡと証券市場」ということで、いろんな側面で証券の世界とバーゼルⅡというのは関係し得るものだと思いますので、それぞれについて少し議論させていただければと思います。

一、銀行の自己資本比率規制の進化

(1) 銀行の自己資本比率規制の意義

そもそも、BIS規制、銀行の自己資本比率規制ですけれども、何のためにということになりますと、銀行の財務上の健全性を確保するための規制ということになるわけです。銀行は、もちろん、ビジネスですので、収益を上げるという前提

で業務を行っているわけですが、思わぬ損失が出てしまうときも当然あるわけでございます。

その場合、自己資本より大きな損失が出てしまいますと、資本が毀損されて債務超過に陥ってしまふ。そうすると、預金者ないし預金保険機構、納税者の負担になるだけではありませんで、銀行システムというものの流動性あるいは評判などの面のリンケージを通じて全体に波及して、経済全体にすら影響が及びかねないといったところは、我々も最近経験したところでございます。

他方、損が出ましても、それが自己資本より小さな損失にとどまれば、預金を払い戻せるだけの資産は確保されるということになりますので、そうした問題は起こりにくい、そこが出発点にあるわけです。そこから、備えておくべき損失額というものを何らかの形で見積もりまして、それ以上

の額の自己資本を持つておけば安心ではないかという発想が出てまいりまして、その不等式の両辺を割り算しまして、比率の格好にしたのが自己資本比率規制ということになるわけであります。

ここで、分子を何にするか、あるいは、比率として何%求めるかというのも大きな問題ですが、一番厄介なのは、分母のところの損失の発生額のめどとなる指標をどこに求めるかということになります。

(2) 米国における規制進化

これも、簡単そうでなかなか一つの答えのない世界でありまして、例えばアメリカの場合は、南北戦争のころに銀行に自己資本比率規制が入りました。当時は、本店のある町の人口に応じて所要自己資本額を決めておったということで、一見奇妙な感じもするのですけれども、当時は支店網な

んていうものもなかなかなかったわけですので、意外と簡便でいい規制だったのかもしれない。

ただ、一九三〇年代になりまして、大恐慌で銀行がばたばた倒れるというようなことになりますと、さすがに人口基準というのでは大ざっぱ過ぎるだろうということで、最初は、預金の払い戻しの準備のために自己資本を持つたのだから、自己資本を預金額で割った比率でいけばいいじゃないかという規制が入ったわけでありますけれども、それが、四〇年代になりまして、実際は、損というのは主に資産からでてる、損に対して備えるための規制なんだから、資産額を分母にすればいいじゃないかということになったのが四〇年代であります。しかし、戦後になりますと、米国も日本ほどではありませんけれども、経済的に非常にいい環境が続きまして、銀行がつぶれなかったわけではありませんけれども、つぶれても一年に一

つ、二つというときがずっと続いたわけでありま
す。

そこで、実は、アメリカでも一たん、最低比率
というものを決めることはなくなってしまいまし
て、銀行同士の自己資本を比較して、低いところ
には行政指導があるといった、新BISの考え方
だと「第二の柱」といつているのですけれども、
そうしたもののしかない状態がずっと続いてきたわ
けであります。実は、日本も、アメリカの比率を
まねして、最低一〇%という基準はあったのです
けれども、だれも守っていないという状態ですつ
と来たわけであります。

ただ、米国の場合、八〇年代になりますと大手
の銀行も破綻しましたし、また、中小になります
と、二日に一行、あるいは、一日一行ぐらの割
で銀行破綻があるという状態になって、米国の財
政もそれで傾いてしまったわけであります。

そこで、どうしようということになったわけで
すけれども、つぶれたときに金をつぎ込むだけで
はいけないのではないか、やはり銀行自身にも備
えを持たせるべきではないかという話になったわ
けですが、米国は、FRBですとかOCCですと
かFDICとか、当局がいっぱいございます。そ
の当局同士のバトルが始まりまして、なかなか共
通規制に合意できないという状況が続いたわけ
であります。

そこで、さらにラ米で銀行が大きな損をしまし
て、問題解決のために議会がIMFにお金を出す
というときに、いつまでも納税者にばかりしりを
持ってくるようなことが続いてはたまらぬ、当局
同士でけんかしていて、いつまでも決まらぬけれ
ども、とにかくさっさと共通規制にしろという指
図が議会から四当局に出まして、やっと合意でき
たのが六%の比率。資産を分母にして、自己資本

を分子にして、最低六％というのが米国内でやっ
とできたわけであります。

ところが、こういうものができると、必ずぐ
ぐり抜ける道というのも工夫できるわけでありま
して、例えば、コミットメントラインを引いて
フィーを取るとか、オフバランスのビジネスでリ
スクをとれば、この比率にひっかからずにできる
じゃないかということ、そういう取引がどんど
んふえていった。それも規制するようにしようと
いうことでアメリカの当局は考えたのですが、当
時、邦銀が、腹切りスワップやカミカゼ・レート
で世界中を席卷していた時代でありまして、米銀
だけそういうもので縛ると、さらにやられてしま
うのじゃないか、米国の国内貸出市場の八％、ロ
ンドンのユーロ預金市場の三割を邦銀が占めると
いうところで、米銀だけ縛るものを入れようとし
ても反対が強くてできないということで、結局、

八八年にバーゼルⅠということで国際共通基準が
入ったわけであります。

これは、「リスク加重資産方式」と呼びますけ
れども、国債のように信用リスクのないものはゼ
ロにしますし、また、オフバラの取引も入れると
いうことで、リスクをベースにした規制に変わっ
ていったわけであります。

ところが、米国の場合、これだけでは済みませ
んで、国内で上乗せ規制を入れました。すべての
金融機関について、実質上、国際合意では八％で
すけれども、一〇％を求めた。しかも、総資産に
対して自己資本が五％以上というのも置いており
まして、この比率の方では自己資本というのは本
当に質のいい本物の資本だけカウントするとい
うことで、これは結構きつい規制です。国債を持
ていてもTier1が五％要するという話ですの
で、これもきつい規制なのですが、国際合意に上

乗せしたきついのと、もともと国内にあったきついのと、両方かけているという状態に入ったわけです。日本の場合、国内基準行は四%でいいということをしたわけですが、アメリカはきつい方にした。

(3) バーゼルⅠと日米の結果

このバーゼルⅠですけれども、リスク加重資産といいましたけれども、具体的にいいますと、国債を持っけていても自己資本は要りません、インターバンク与信は、貸している額の一・六%自己資本を持ちなさい、住宅ローンのときは四%持ちなさい、企業向け与信は八%自己資本を持ちなさいということになるわけですが、こういう規制が国際合意で入ったわけでありす。

この規制の原形になっていますのが、米英共同提案というものでありまして、国際合意ができる

二年ほど前にイギリスとアメリカが共同提案をしました。発表があつて、びっくりして計算してみますと、アメリカの銀行は、米英共同提案で計算すると、自己資本比率、主要行平均七%、日本の銀行は三%でした。大体六%ぐらいが最低基準になるのではないかとうわさされておりました、これがそのまま入ると、邦銀は自己資本を倍にするか、業務を半分にするしか生きていけない。米銀はそのままでオーケーだ、これは大変だ、というので、当時の銀行局の千野審議官が不眠不休の交渉をされたわけでありす。

また、銀行の側も、時価発行増資ですとか、あるいは含み益の増大とかで、自己資本が増大するということになっていたわけで、頑張つて交渉して合意して、八八年末から適用ということ、ふたをあけてみたらどうなっていたかということですから、邦銀は、もともと三%といわれてい

たのが、主要行平均で一一％台の自己資本比率、米銀は、国内で上乗せで一〇％要るといわれているときに六％台という大逆転の結果になったわけであります。出だしでは、邦銀の自己資本の弱さを討つための規制だという観測もあったわけですが、ふたをあけてみたら、実は邦銀の方が圧倒的に強く出てしまった。

八八年以降も、国際銀行取引に占める邦銀のシェアというのは、実は、バブルがはじけるまではふえ続けていまして、米銀は減っていったというところで、当時の東銀の柏木会長がインタビュで、邦銀を縛る規制だったはずが、邦銀の強さを示す結果になったといっていたわけであります。

(4) バーゼルⅠからバーゼルⅡへ

その後、日本がどうなったかは改めていう必要はないわけですが、他方、国内基準で一〇

％要るところで、六％台しかないという状況になった米銀がどうしたかというところを見てみたいと思います。

そもそも、八〇年代に銀行危機があつて、バーゼルⅠと国内の上乗せ規制が出て、足元、六％しかないところを一〇％持てといわれて、そうすると、経営者としてはレバレッジを下げないといけないわけです。しかし、じゃ、レバレッジを下げるればいいかというと、レバレッジを下げるとROEも下がってしまうわけですが、米国の資本市場は厳しいですから、ほかの企業並みのROEを出せない銀行頭取は退場しなければならぬ。そうすると、レバレッジを引き下げながらROEを高くしようとするにはどうしたらいいかということになると、リスクをとればいいじゃないかということになるのですが、不動産であれ、ラ米融資であれ、LBOであれ、ハイリスク・ハイ

リターン戦略というのは、全部試みて全部失敗したというのが既に米銀の経験だったわけであります。ということで、当時は米国でも、銀行というのはもうビジネスモデルとしては成り立たないという見方も非常に広がっていて、八方ふさがりのところに追い込まれたわけであります。

私も当時、銀行課の補佐をしていましたが、米銀のトップの人が日本に來られたときに語っていたのは、もう銀行なんて食べていく道がないのだ、みたいなことをいっておられた人もいたんですけれども、そこで生き延びる道を工夫する人もいた。一本一本のリスクテイクを厳しく吟味して、リスクに見合う収益の得られる資産に集中してそこに資本を使う、そうでないものは他の人にとってもらおうということを工夫していけば、銀行も儲け続けられるのではないか。言うは易くして行うは難いのですが、技術的には、金融工学の発

達ですとか情報技術の発達ということがあって、そういったことを本当に分析してやることで、できるという環境も整っていて、そこで、ある意味で信用リスク管理革命のようなものが起こって、いろんな計量的な分析をして、それをビジネスに生かすという仕組みが出てきたわけであります。

この信用リスク管理革命の発想のもとはどこから來たかという点、ビジネス上の必要は今申し上げたようなことですけれども、理論上の起源がどこにあるかという点、これは証券市場であります。社債市場の長大な歴史の中で、格付会社が格付遷移ですとかデフォルト率ですとか、そうしたものの分析を何十年と続けてきた。そのデータのもとに立って信用リスクというものを計量的にやるということで、銀行融資というのは、相対で行っていて、公開市場の外にあるわけですから、ある意味で、債券市場、公開市場の機能の仕

方というものをリスク管理手法を通じて銀行にも持つてくるというのが、信用リスク管理革命だったということができると思います。

銀行自身がこういうことをやり始めるようになりますと、電卓で掛け算、足し算さえできればできるバーゼルⅠの規制というのは時代錯誤のように見えるわけでありまして、経営の邪魔になるということにもなります。また、こういったものをうまく潜脱しようとすれば、リスクを自在に加工することによって、証券化などを用いて、実態と関係のない自己資本比率が簡単につくれるようになるということ、そこで、こうした銀行実務に対応した規制というものが必要になってきたというところで出てきたのが、バーゼルⅡの一番大きなイノベーションであります内部格付手法というものであります。

内部格付手法自体については後で御説明します

けれども、ここまでの動きをざっと概観してきますと、バーゼル（BIS）規制といいますと、いかにも、黒船が外から攻めてくるとか、あるいは、米英の日本封じ込めの陰謀であるとかいうイメージが強いわけですけれども、歴史のプロセス全体を見ますと、むしろ、出発点には銀行危機があつて、その銀行危機が規制上の対応を導き、規制上の対応に合わせて、銀行の側でリスク管理の実務あるいは経営戦略を変えていくということがあつて、それが経営環境にも影響を与えるし、そこからまた新しい環境に見合った実務も進んでいく。実務が進めば規制が追いかけていくということ、とで、規制と実務がお互いに刺激を与えながら、だんだん進んだものになつていくという大きな流れがあつたかと思ひます。

以上、バーゼルⅡ登場までの流れについてざっと概観させていただきました。

では、バーゼルⅡはどんなものなのかということに移らせていただきたいと思います。

二、バーゼルⅡの概要

(1) 第一の柱（最低所要自己資本比率規制）

バーゼルⅡの概要でございませうけれども、これは三つの柱があります。まず、そのうちの第一の柱というのが、今のバーゼルⅠと似たようなことになりましたけれども、最低所要自己資本比率規制ということ、規制上、最低どれだけ自己資本を持てという部分であります。

今回それがどう変わったかといいますと、分母でリスクをはかる仕方が今までより精緻になったということ、すべての金融機関に精緻なやり方を求めるのではなくて、その銀行の置かれた実情に応じて、一番合う選択肢を選ぶことができるよ

うに選択肢がふえた、この二つが大きなところでございます。

比率の計算の仕方としますと、分母に信用リスク、これは今までも含めておりました。あと市場リスク、これはトレーディングルームでやっているような業務についての市場リスクでありますけれども、これは九六年に分母に入った。さらに事務事故とかそういったことでロスをこうむることについてのオペレーショナル・リスク、この三つをとらえて入れるということになっていきます。

実は、日本の証券会社の自己資本規制比率の場合、取引先リスク、市場リスク、基礎的リスクとあったわけですので、やっとそれに銀行側も追いついたというふうに見ることができるかもしれませんけれども、この三つをとらえるということになっていきます。

そこで、どこが変わったかということですね

ども、信用リスクは今までも計算していたわけですが、比較的に単純に四則計算でできる標準的手法というやり方と、データをそろえて複雑な計算をしなければならぬ内部格付手法というのが用意されています。また、オペレーショナル・リスクは今回新たに入ってきたわけでありますけれども、これも粗利益をベースに割と簡単にできるものと、モデルを回してやる高度な手法と、このふたつに選択肢が用意されております。

こういうふうに申しますと、当局はどれを選ぶことを期待しているのかと聞かれるときもございまず。最後は、全部一番進んだ手法に進むのがよいと思っておるのか、というところ、全くそういうこととはございせん。進んだ手法はそれなりにコストもかかりますし、また、きちんとやらない場合には単に不正確な数字をつくるだけにもなりかねません。ということで、自分のビジネス戦略に一

番合ったものを選ぶということだと思えます。また、逆に、リスク管理の水準に限界がある場合には、管理できる範囲のリスクを中心とっていくことが必要になっていくということかもしれません。

(2) 第二の柱（銀行自身によるリスク管理・自己資本戦略を重視）

これが第一の柱でありますけれども、それだけではありませんで、第二の柱、これは、「銀行自身によるリスク管理・自己資本戦略を重視」とでも申しますか、規制上、書かれていることをやるということもさることながら、銀行自身で統合的なリスク管理を行って、将来を見通して自己資本をどう確保していくかという作戦を考えてほしい、その様子を当局もレビューするというのが第二の柱であります。

(3) 第三の柱（開示を通じた市場規律）

第三の柱は、開示を通じた市場規律ということ
で、第一の柱の計算の本身等も含めてディスク
ロージャーをしていただくことで、単に当局が自
己資本充実度を監視するというだけではなくて、
市場の目で健全性を担保していくということであ
ります。

逆に、証券アナリストの目に立つとしますと、
銀行を評価する際に使える情報の量というのは、
バーゼルⅡによって飛躍的にふえるということだ
ろうと思います。もちろん、現在でも進んだ金融
機関は自行のモデルによる数字を公表しておられ
るわけですが、いろんな前提条件、計算の
仕方がばらばらで、横で比べることは必ずしも容
易でないわけです。それがバーゼルⅡになります
と、リスクに関するデータがある程度比較可能な
形で開示されることになります。

ですので、バーゼルⅡはもちろん自己資本がこ
れだけ必要だという規制の面がもちろんあるわけ
ですが、もう一つの面としては、リスクにつ
いて、共通の基準で開示をすることができる初
めの基準ということで、ある意味でリスクにつ
いての共通言語という面もあるだろう。その共通
言語という面がどれだけ機能するかは、開示され
た情報を市場がどう消化して使っていくかとい
うところにかかってくると思うと思います。

(4) 内部格付手法

第一の柱の御説明で、いろんなやり方がある
ということを御紹介させていただきましたが、銀行
の場合、とっているリスクで大きいのが信用リス
クになるわけですが、信用リスクの計算で
今回一番新しいのは、内部格付手法というもので
ございますので、まずこれを御紹介させていただきます。

きます。

これはかなり厄介なものであります。これを選択する銀行の場合、何をしなければならぬかといいますが、まずデータを集める必要があります。今までどういう融資をして、その結果、それがデフォルトしたか、しなかったかといった膨大なデータを集める。行内のデータとか、外部のデータとか、いろんなものを集めてくる必要がございます。

それをベースに融資先を信用力によって区分けするための仕組みの設計をしないといけません。設計するに当たっては、データを使って、どういう仕組みにすると一番判別力があるかということを検討して設計するわけです。これは、役所がこういう制度にしろというわけではなくて、いろいろ工夫いただいて、一番判別力のあるいい仕組みをつくるということで、それぞれの工夫でやって

いただきます。

制度ができますと、今度は格付付与ないプール割り当てということが必要になります。これは、企業向けの与信ですと、与信先を一格、二格、三格、4A、4Bとかいつて行内格付に割り振っていくという作業であります。また、リテールの場合は、それを全部格付に割り振ることはできませんので、例えば、住宅ローンのいつごろ実行したもののうち、どういう所得層向けのもの、しかも、不動産価値が余り落ちていない地域向けのものとかいうふうに区分して割っていきます。そうすると、比較的同質性の高いプールに区分していくことができるわけであります。

そうしますと、それぞれの格付なりプールなりに応じまして、例えば、当行の三格については、今後一年間に債務不履行に陥る確率は〇・二%であろうとか、三%であろうとか、そういうパラ

メータを推計することになります。そこまでやりますと、あとはバーゼルⅡに書いてあります式にぶち込めば簡単にかどうか、式は面倒ですが、計算自体は機械がやってくれますので自動的に答えが出るわけですが、では、ここまでやれば十分かといいますと、これは、銀行が自分で工夫しているやり方を規制上も使う、それで、8%なりを切れば早期是正措置がかかるという仕組みで、またデリスクロもするという話ですので、何かの仕方では信頼性が担保できなければならない。

信頼性が担保できるかどうかということについては、一つは、「内部管理上の利用」、金融庁に出すだけのために数字をつくっているというところ、ありていにいえば、複雑な仕組みですし、なめようもあるということになりかねないわけですが、これも、これを、一から一〇までである必要はないのですけれども、何らかの形で仕事にも使っている

ということを条件にしています。そうでないと、いじられやすい。

さらに、一たんパラメータ推計をしたら、その後、実績と照らし合わせて検証を行う。検証で、どうも設計したとおりうまく回っていないということがあれば、また制度を見直すということ、環境が変わっていくのに応じてちゃんと見直しをするという検証から制度設計に戻るプロセスができていなければならない。さらに、そういったプロセスが機能するというのを、信用リスク管理部署と与信部署の独立性ですとか、内部監査ですとか、そういう内部統制の仕組みを通じて担保していくということである仕組みであります。

(5) バーゼルⅡの国内規制

では、その仕組みはさることながら、どういう数字が出てくるかということですが、先ほ

ど、パーゼルⅠでは、例えば企業向け与信であれば、みんなリスクウェイト一〇〇％として扱おうと申しましたけれども、内部格付手法になりますと、デフォルト確率を推計した値に応じまして、必要とされる自己資本の額が変わっていくことになります。さらに、例えば、事業法人向けに比べて中小中堅企業向けの方が分散効果がいっているであろう、あるいはクレジットカードの方がもつときいているであろうということで、与信タイプごとに別の式が適用されるようになっております。

ですので、例えば、中小企業一社だけ見てみますと、大企業に比べると信用力がない場合も多いわけですが、では、中小企業向け融資をやっていると自己資本がたくさん要るかといいますと、実は、その方が屋台骨が揺らぐような損をこうむる度合いはむしろ少ないんだということ

で、軽くなるようになっております。

そのところを内部格付手法では複数の式で反映させているわけですが、では、こういう内部格付手法、ことしの三月に採用されるころは大体十数行ぐらいいとどまると思いますので、ほかの金融機関は最初からこういう厄介なことはされないわけであります。

ほかの金融機関はどうなるのかといいますと、比較的単純な計算の仕方なのですけれども、大手さんが計算される複雑な計算の仕方の結果と余りそごしないように数字を調整いたしております。大企業向け融資、中堅企業向け融資はリスクウェイト一〇〇％ということで今と変わらないのですけれども、中小企業向けあるいは個人向けは二割五分軽くなる。今まで、貸した額の八％自己資本が要るといつていたのが、六％あればいいということになります。また、住宅ローンについて

も四％から二・八％に軽くなるということで、リテールに力を入れていけると楽になるような仕組みになっております。

では、軽くなる話だけかというところ、そうではありませんが、引当率の低い延滞債権、不良債権だけれどもまだ手当てしていないというものについては、必要な自己資本の額は貸した額の八％から十二％にふえるということになっております。ということと、不良債権処理に努力すると自己資本比率がよくなるし、リテールに注力すると自己資本比率がよくなるという仕組みに、標準的手法というものがなっているわけであります。

詳しいところを御説明し始めると切りがないわけですが、御関心の向きは、金融庁のホームページでも規制の中身についてはいろいろ掲載しております。告示を載せておるだけではありませんで、Q & Aも載せております。これは、実施

上、どうもはっきりしない点、あるいは、こういうやり方でいいのですよねというお問い合わせが共通にあったものについて、お答えを示させていただきます。

また、バーゼルでは日銀と一緒に交渉していたわけですが、リスク管理の高度化という面でどうやっていくかといったような話については、いろんなものが日銀のホームページにも載っておりますので、ごらんいただくと色々参考になるかと思えます。

三、バーゼルⅡの交渉経緯

(1) バーゼル銀行監督委員会における検討体制

次に、このバーゼルⅡですけれども、いろんな規制進化の結果で出てきたといっているけれども、本当か。

行天・元財務官が「私の履歴書」にこういうことを書いておられました。おもしろかったので、ちょっと朗読してみますけれども。「BISの自己資本比率規制などで、『いつの間にか米欧が結託してルールを作っている』といった邦銀関係者の声を聞く。金融界でも国際世論は一回の会議で決まらない。いろいろな場で絶えず議論を繰り返すうちに、何となくコンセンサスが出来上がり、ルール化されるのである」とっておられるわけですが、では、バーゼルⅡではどうだったのか。やっぱり米欧に結託されてやられたのかとか、あるいは、一回の会議で決まらぬということけれども、では何回で決まっておるのかというところをごく簡単にお話しさせていただこうと思います。

BIS規制の胴元になっておりますのがバーゼル銀行監督委員会、これは、主要一三カ国の中

央銀行と銀行監督当局の集まりでありますけれども、バーゼルⅡを起草するに当たっては、いろんな部会をつくって議論いたしました。

これがどういうふうに機能するかといいますと、例えば中小企業については分散効果を見て軽くする必要があるじゃないかという話になって、それをどう扱うか、具体案をつくるというのは、モデル・タスクフォースというところで作るのですが、つくるといっても、だれかがつくらないといけませんので、例えば日本で原案をつくれということになりますと、日銀と金融庁で相談して原案をつくります。その案ができると、部会のメンバーにコメントを下さいといってメールで一斉に出すわけです。そうすると、ヨーロッパが昼になりまして、ヨーロッパの人がすぐいろいろケチをつけてくる。その後、アメリカが朝になると、ヨーロッパのつけたケチと日本の原案についてア

アメリカからまたコメントがついてくる。また日本で、それを踏まえて練り直して、配って、コメントがついてということをやって、だんだんここが主な論点だということがはっきりしてきますと、電話会議をそのメンバーでやります。

アメリカの朝、ヨーロッパの昼、日本の夜で電話会議をやって、それを踏まえてまた直して、直ったものを今度は、モデル・タスクフォースが例えばバーゼルで会う実際の会議で議論する。議論するときには、IIFとISDAとか、国際的な銀行の集まりに出てもらったり、あるいは、日本から出た例もありますけれども、個別の銀行でこの分野が得意だといわれている人に来てもらって、プレゼンをしてもらうというようなことをやったりもします。

その上で、議論して案ができると、自己資本比率規制見直しタスクフォースというところに上がつ

ていくわけがありますけれども、そこで粗ごなしをするのですが、これで差し戻しになったりということが何回かあって、案が整理されると委員会に上がる。委員会は年四回、二日間ずつ行われるのですけれども、小さな部屋で丸いテーブルを囲んで、お互いに顔が見えるくらいのところにぎっしり座ります。準備してきた発言を読むとかいうような会議では全くありませんで、ビジネスライクに順々に案をこなしていく。コーヒープレークとかディナーとか、そういったところでもいろいろ議論する、本当に実務的な会合であります。

そこでまた差し戻しになってというようなことをするわけですが、委員会を通りますと、パブリックコメントの案としてBISのウェブサイトに載る。そうしますと、途上国の当局ですとか、個別の銀行ですとか、あるいは国際的な金融機関の集まりですとか、そういったところから、

多いときは二〇〇通とかコメントがつきまして、それでまた練り直してということを繰り返してやっていくというのがその過程であります。

ですので、行天さんは一回で決まらぬといっているわけですが、一回どころか、物すごい議論の積み重ねをいろんな場でやって決めているわけあります。

そういうことをやり過ぎるので複雑になったのではないかという意見もあって、実は、後知恵では、余り部会をつくりすぎなかった方がよかったのではないかという見方もあるわけですから、私も、私どもの経験からしますと、このおかげで、例えば、米銀の主要行の秘伝みたいになっていたリスク管理の実務の細かいところまでいろいろ議論して、シェアさせてもらうことができたという意味では、私どもにとってはありがたかったという気がいたします。

また、このプロセスで米欧が結託していたかということになるわけでありませうけれども、一番最後の時期は、私は自己資本比率規制見直しタスクフォースの議長をしておりましたし、また委員会の事務局長として、議長に、大体、各国、こういうふうを考えていますから、落ちどころはこうでしようかというようなことを事前に申し上げていたわけでありませうけれども、米欧が結託して日本抜きで物事が決まったというような場面はなかったと思います。アメリカより影響力があったかという、それはなかったと思いますけれども、ヨーロッパの主要国と比べて、引けをとるようなことはなかったと思います。

(2) 各国の立場

では、このプロセスで各国はどういう立場をとっていたかということですが、まず、米

国の場合ですけれども、構想力ですとか理論的な分析とかデータとか、そこは圧倒的な実力があつたと思います。ただ、白地に絵をかくような感じで進めていて、途中から国内調整にすごく苦しんで、むしろ足を引っ張るような格好になっていったかと思います。アメリカはもともとはいい出しっぺだったのに、皆で決めたのより一年おくれで実施するというようになっております。

これはどういうことかということですが、プロセスが、国内調整が余り丁寧じゃなかったというのもあると思いますが、根っこは粗っぽい規制で既に一〇%求めている。とにかく資本はたくさん持たせているというのがあるわけです。そうすると、複雑な仕組みを入れてリスク管理が高度化したということよりも、とにかく乱暴にたくさん自己資本を持たせている方が当局としては安心じゃないか。特に預金保険機構なんかはそういう考え

がありまして、バーゼルⅡのようなハイカラな仕組みに移ることにやや慎重だということが一つあるかと思います。

逆に、欧州の場合は、出だしは消極的だったのですけれども、だんだん積極的になっていったということでありまして、一つは、バーゼルⅡが最先端のリスク実務の技術移転みたいな面があるというところで、欧州の銀行もそれなりには進んでいたわけでありすけれども、やはりメリットを感じたということ。あるいは、域内統一ルールをどっちみちつくるのであれば、それが国際ルールになった方が便利だといったようなところがあつたのだらうと思います。

では、日銀・金融庁チームが何をやるうとしていたかということになるわけですが、せっかくの機会ですので、体質改善の良薬にしたい。不良債権問題がまた出るといったことを予防する

ようなものにできたらいいなと。だからといって、金融危機の最中に劇薬になるようなものは避けたいというのが根本的な交渉方針でありまして、ほかの国は大体絶好調みたいな状況で、邦銀にとつて劇薬になるようなものでも全然平気みたいな状態の中での交渉でしたので、決してやりやすかったわけではありませんが、私どもとしては、経済状況というのは常に変わるので、調子がいいときにしかうまく機能しないような規制ではない、日本のような状況でもうまく機能するようなものに設計することが非常に大事で、そこに我々の貢献もあるのだということをいつてきたわけであります。

また、バーゼル委員会は主要国だけありますけれども、例えばアジアの国からバーゼル委員会に出ているのは日本だけでありまして、そうしますと、アジアの当局の集まりのEMEAPという

ところがありまして、そこでの意見を日本がバーゼル委につなぐというようなことについても努力したところでございます。

例えば、格付会社を使いたくないという金融機関があつたときに使わない道もつくるですとか、不良債権に不動産担保があつたときに、多少効果を見えるという話ですとか、そういうのはアジアの意見を反映したポイントでございます。

バーゼルⅡはこうした交渉でできてきたものでありますけれども、先ほど申しましたように、バーゼルⅠの効果というのは、日米で、出だしと後で明暗を分けたようなところがあるわけでありますけれども、考えてみますと、日本の場合はやや受け取り方が受け身だったということができないのではないかと思います。経営の中で規制を使いこなしたというよりは、規制に振り回されたという面があつたのではないかと思います。バーゼル

Ⅱの場合は、銀行自身のリスク管理を規制に使うという規制の立てつけもございしますので、規制をうまく使いこなして役立てていくということが重要だろうと思いますし、また、やってみた結果というものを我々でもよく分析して、バーゼルⅢのときにも、日本からさらにいろんな提案をしているようにしていくことが重要ではないかと思えます。

四、バーゼルⅡと証券市場

(1) 証券会社の自己資本規制比率

そもそもバーゼルⅡとは何かというところで時間をとってしまいましたが、残りの時間を使わせていただきました。では、バーゼルⅡが証券界あるいは資本市場にどういう影響を与えるであろうかというところを見てみたいと思います。

まず、ほかの国は証券会社についてバーゼルⅡをどう使っているか、使っていないかというのをちょっと御紹介させていただこうと思います。

まず、ヨーロッパの場合はユニバーサルバンキングでありますので、やり方を分けても仕方がないということで、子会社がある場合は連結でバーゼルⅡをかける。子会社がない場合は連結、単体の区別がないわけですので、そのままバーゼルⅡをかけるということになっているわけでありま

す。アメリカはどうしているかということでありま
すけれども、主要なグループについては、手を挙げたところについては連結ベースでバーゼルⅡを適用します。そうしないとヨーロッパで商売できなくなるといふこともありまして、適用する。ただ、小さいところには義務づけないし、今までの単体でかけておったネットキャピタルルールとい

うものはそのまま維持するということによってお
ります。

日本の現状はどうかというと、アメリカと
ちよつと似ておりまして、国際的に活動している
大グループについては、監督指針で連結の計算を
してもらっております。ただ、その他の証券会社
にはそういうのは求めておりません。ただ、自己
資本府令での単体自己資本規制比率はすべてのと
ころに計算していただいているという立てつけで
あります。連結も単体も今のところ同じ計算の仕
方でやっておるわけであります。

では、日本は米欧どっちの道を選ぶべきかとい
うことが問題になるわけですが、日本の場
合は、計算は、固定化されていない自己資本の額
を、市場リスク、取引先リスク、基礎的リスクと
いうもので割っているわけですが、固定化
されていない、というところで、流動性、あるい

は業務を終えなければならないときに、ワインド
ダウンを円滑にできるかという視点が入っている
わけであります。

また、多くの証券会社にとって一番大きなリス
クは信用リスクでも何でもありませんで、固定費
をかけていて、その固定費に見合う商売が相場の
動向とかでとれなくなるといふビジネスリスクが
一番大きいわけですが、日本の規制は、基
礎的リスクということでそれをとらえておるわ
けであります。

パーゼルⅡのオペリスクがそれをとらえている
かというところ、そういうことはありませんで、粗利
の一五％自己資本を持つというのがオペリスクな
のですけれども、商売がうまくいかなくなって、
粗利がどんどん小さくなっていくと、所要自己資
本額もどんどん小さくなっていく。つまり、経営
が悪くなっていくに従って、証券会社に当てはめ

ると、自己資本比率がよくなるみたい要素を持つている制度であります。

そうしますと、何か慌ててバーゼルⅡを日本の証券会社全部にお願いするのは本当にいいことなのか、ヨーロッパのようにユニバーサルのところは仕方ないですけれども、むしろバーゼルⅡより、今の規制の方が証券会社の実情に合った面が大きいのではないかと考えることができるのではないかと思います。ただ、ヨーロッパでビジネスをされているところは、連結ベースでバーゼルⅡをやっていないと、店を畳めといわれる場合が出てきますので、そうしますと、そういったところは、連結のところを二通りで計算するのは余りに面倒ですので、バーゼルⅡで計算したいところころはしていただいたらいいのではないかと思うのですけれども、全部そっちに移るようにお願いするというのは余り合理的ではないような気がします。

たしております。

ただ、ご意見があればお聞かせください。日本の証券会社のルールの方がバーゼルⅡよりきつい面もありますので、ある意味でこれは、それをそのまま残すみたいな面もあります。いろいろな考えはおありだと思いますので、お聞かせいただければと思います。

(2) 資本の定義―銀行の自己資本調達

今申し上げたのは証券会社にどう直接影響するかというところですけれども、あと、銀行の行動がどう変わって、証券市場にどう影響するかという問題がございます。

一つ目としまして、今までずっと分母の話をしてきましたけれども、分子で、銀行が資本調達をするという問題があります。銀行が資本調達をするときに、もちろん証券市場から調達するわけで

ですので、自己資本を優先株だの、ハイブリッドだの、普通株だの、どんなもので出してくるかというところは証券市場にも影響があるわけでありま

す。

バーゼルⅡが二〇〇四年六月に出たときの序文には、今回、分母を見直したけれども、バーゼル委員会は規制資本の分子の定義に関する論点を探求する、ただ、この長期的な見直しの結果をバーゼルⅡ実施前に提案するつもりはないということ、中長期的にやる。立て続けに分母も分子も見直すということではないといっているのですけれども、もう部会ができて検討を始めております。これは非常に影響の大きい重要な部会ですので、共同議長が二人いるうち、日本からは日銀の中田さんが議長についておられます。

今のところやっておりますのは、ストックテイキングということで、各国、どういう規制で、

実際どういう商品が出ているかというところの現状調査をしている段階であります。具体的な方針が決まっているわけでは全くありませんけれども、可能性としては、普通株以外の資本調達手段、多少デットに近い要素をまぜた資本調達手段も、今は自己資本として認めている部分があるわけですけれども、その資本性、本当に十全な自己資本といえるのかというところを見ていくことになる可能性はあると思います。

その場合は自己資本の質ということになるわけですけれども、同じ八%でも、質の低い資本を使っているところを目一杯使って八%を達成しているものと、質の高い資本だけで八%を達成しているものとの差というのが、ここで見直しが行われると表に出てくる可能性があります。ありていにいって、邦銀の自己資本の質は比較的低い、Tier 2 に対する依存度が高いとかいう面

もありますので、この動向次第では、枠をばんぱんに使って、できるだけ安く、質の悪い資本を取るということをしている銀行の場合は、将来影響が出てくる可能性があるということだと思います。

(3) 銀行のファンド投資に与える影響

もう一つ、一番問い合わせが多いのは、実はファンドの取り扱いの話であります。

BIS規制は銀行の財務の健全性の指標でありますので、どっちかの向きに色がついているものではありません。ファンドを育てたいとか、ファンドを抑制したいとか、そういったことで使う道具ではありません。どういう姿が望ましいかといえ、リスクをできるだけの確に反映するもの、ほかの手段でリスクをとっているときと、ファンドでとっているときで有利、不利がないように設計することが理想であります。

では、なるべく的確に反映といいますけれども、そうはいったって、ファンドの中身というのはそう簡単にわからないではないか、わからないものをどう的確に反映するのだ、わからないんだから、もう全部リスクウェイト一〇〇%にしてくれたっていいじゃないかというお話も聞きます。

それも、運用される側のお立場としてはよくわかる面もあるのですけれども、仮に、銀行監督当局の側に立つとどう感じるかというのをちょっと想像していただきますと、例えば、銀行が自分で不良債権を持っているときには自己資本がたくさん要る、リスクがある。ところが、それを一たんファンドに移して、それ経由で銀行が保有していたら一〇〇%でいいということになると、ある意味でリスク飛ばしてみたいことが可能になってしまいます。また、中身はわからないけれども、たくさんどんどん持ちますということになります

と、例えばLTCMが破綻する、アマランスが破綻すると日本の金融システムが揺らぐ、でも、どこがどうつながっているのか私たちにはわからないということでも、やはり当局としては困ると思います。

また、そういいますと、そういう悪いファンドもあるかもしれませんけれども、うちの買っているのは天才ファンドマネジャーがやっていて、ローリスク・ハイリターンですというお話も聞くことがございます。それで、さあ、見ろ、この実績をということで、すばらしい実績を見せていたということもあるのですけれども、ある意味で、サバイバーシップバイアスといいますが、今残っているファンドだけをとって集めて見ますと、当たった宝くじだけを集めてリターンを計算しているような統計もあります。そうでない統計もあると思いますけれども。

また、過去五年とって、すごくよかったというものもあるのですけれども、例えば、テイルでリスクをとって、確率の低い、ただショックの大きいリスクをとって、その分で平均リターンを上げてレバレッジをかければ、地雷を踏むまでは毎年いいリターンを出せます。しかし、当たったときにはどんといくというものもつくれますので、三年、四年驚異の好成績というだけでリスクがないということはいえるはずがないわけです。

ただ、他方、本当に運用力があつて、いい結果を出しておられるファンドもたくさんあるだろうと思うわけですけれども、結局、銀行の側でどう合理的なリスク把握ができるかということになると思います。もし、全く合理的なリスク把握ができないということであれば、それはやはり、最悪の事態が生じても預金者に迷惑をかけない、やるのなら、預金者の金ではなくて自己資本でやって

くださいということをいわざるを得ないというのは、役所の立場に立つと、多少そうかなと思っていただけるかと思うのですけれども、といって、ファンドの中身を全部厳しく見ろというふうにしますと、投資のしようもなくなりますので、手に入る範囲の情報をできるだけ活用して合理的なリスク把握ができれば、それを認めていくということとでやっていきたいと考えております。

それで、Q & Aで、こういうやり方はオーケーですというのをいろいろ出しておるわけですが、でも、今後も、合理的なやり方、御提案があれば、それで結構ですというQ & Aを出していく用意はございます。

地銀さんとか、比較的簡素な方法を使っておられるところについては、中身がわかれば、中身一本一本を見てやってください。中身がわからないけれども、大枠がマંデートとかでわかる場合に

は、マંデートを使ってやってくださいと申しております。標準的手法ですと、高いリスクウェイトのものというのは限られております。ですので、例えば、一個一個はわからないけれども、証券化商品は入っていませんということがわかれば一五〇%でいいですし、証券化商品も入っていないし、不良債権も入っていませんということがいえれば、一〇〇%でいいということがいえるわけです。そういうことをお示しています。

また、内部格付手法という主要行さんなどがとられる複雑な手法につきましては、いろいろ選択肢を設けておりまして、中身がわかればそれでいいし、半分以上株なら全部株とみなしてやってもいいし、マંデートでこの範囲しかやらないというのであれば、その範囲で最大限のリスクは幾らになるかというのでもいいし、また、週次でネットアセットバリュエーションが出ている場合は、それ

でボラティリティを計算してもらってもいいし、さらに、何らかの手法で、こういうものが入っていないので、四〇〇%でおさまるということができればそれでもいいし、ただ、そのどれにもひっかからなければ、全部手金で投資してくださいというのでやっておりますが、ほかにも合理的な工夫があれば、Q & Aなどで認めていきたいと思っております。

これも、手に入る情報の範囲でできる限り把握ということをやっております、何らファンドに厳しくしたいという方向性があるという仕組みをやっているものではありません。更によい確な把握の道があれば採用していきたいと思っております。

(4) 金利リスクの「アウトライヤー基準」

次に、証券市場に係り得るのは、銀行が持つ

ております金利リスクについての基準です。

この金利リスクは自己資本比率の計算には入らないのですが、新BIS上、イールドカーブが上なり下に動いたときに何ぼ経済価値が毀損されましかというのを計算してみてくださいというのをお願いしています。それが自己資本の二割以上の量ですと、アウトライヤー基準に当たるということで、監督上よく見ていくという枠組みになっております。

この「アウトライヤー」という言葉ですが、これは、趣旨としては、統計上の用語でして、価値判断を含む概念ではありません。それで、さっきも申しましたように、自己資本比率に影響するわけでもありません。

例えば、最近、私の人間ドックの結果が出ましたけれども、BMI、肥満度指数は一八・五から二五が正常といわれておりますが、個人情報です

が、私の場合は二六あった。ですので、ある意味では肥満度のアウトライヤーといっていいわけでありすけれども、では、突然絶食するか入院するかというと、そういうことはございません。こうした日常の仕事を、生活が続けながら、合理的な範囲で体質改善に努めていく。過度なダイエットはかえって健康によくないということで、自分の生活の範囲で、ドックの報告書に星印がついていたその警報を活用していくのと同じで、注意シグナルとして経営に活用していただきたいということでもあります。

もちろん、この金利環境で金利リスクをたくさんとっているということは、金融庁がどういおうと、B I S がどういおうと、そもそも経営上気をつける意味というのはあるはずだと思うのですけれども、何かアウトライヤーという線が引かれて、それを超えるかどうかだけが物すごく意味の

あることということでは全くございません。突拍子もない対策を突然とってくださいという話が金融庁から来るという話でもございません。

(5) 信用リスクの値付け

以上、個別の要素について影響を概観させていただきましたが、残りの時間、もう少し根本的なところを、余りよく考えた意見ではないのですが、皆さんのお考えを伺うきっかけにということで、私見をちよつと述べさせていただきますと思います。

先ほども申しましたように、バーゼルⅡの根幹というのは、債券市場のデータ分析から出てきた手法が座っているわけでありまして、資本市場の原理が、ある意味で規制の形になったのがバーゼルⅡだということもいえるかと思っています。

ということでは、銀行がリスクをとっている場合

に、バーゼルⅡを、内部格付手法をきちんとやれば、リスクに応じた資本を持つことが必要になる。仮に、資本市場から株式会社としての銀行への規律が働く場合、資本を使う以上、当然、それに見合うリターンを上げることが求められていくということだと思います。仮に、銀行が融資に対して適切なリターンをとっていれば、市中売却なりマーケットでのヘッジなりということも経済的に十分成り立つようになりますので、信用リスクの市場が成り立つ基本条件が備わるわけであります。

さらに、バーゼルⅡをやるためにはデータを集めないといけませんので、そのデータは値づけの指標に使える。さらに、リスクの市場、債券市場でもいいですし、クレデリの市場でもいいですし、ローンの二次流通市場でもいいですし、そうしたものが発展すれば、逆に、市場でついたリス

クの価格というのがデータになって、バーゼルⅡにも生かせるということになっていくわけで、信用リスクについて、デットの値づけが日本の市場でも改善して、信用リスクの市場というものを発展させるきっかけになるのではないかという期待が一つあり得るわけであります。

では、それが実現するかどうかというところになりますと、資本市場からの規律というところが大きいと思います。アメリカの場合は、バーゼルⅠが入ったときに、資本市場が銀行を厳しく見ているというところで銀行を追い込んで、信用リスク革命に導いていったわけでありますけれども、バーゼルⅡでいくら計算が精緻になっても、資本の利用とリターンが結びつくかというところは、一つは、市場の規律がどう働くかということが影響すると思います。

(6) 投資と貯蓄の役割分担

今まで、直近のところ、内部格付手法導入の準備が進む過程で何が起こっているかということですが、これはスプレッドではなくて貸出金利自体ですけれども、貸出金利一%未満の貸し出しがどんどんふえている。二〇〇五年末では三割弱、二%弱のものまで入れると六割強、七割弱というところになっていったわけであります。また、全国銀行の預貸金利鞘は二〇〇四年度の〇・七%から二〇〇五年度の〇・六%、二〇〇六年度中間期の〇・五七%へと低下が続いている。

これはもちろん、借り手の財務状況が改善してリスクが減ったので、低い金利で貸せるようになったというふうに見ることもできるかもしれませんが、全般的な金利環境の影響と見ることもできるかもしれませんし、あるいは、競争激化の徴表と見ることもできるだろうと思います。

日銀がつくった部門別の金融資産・負債残高の表をこらんだくと、郵貯銀行になるものを含めて預金取扱機関が集めている預金総額一〇〇〇兆円。ところが、貸し出しに回っているのは四四兆円、半分以下ということで、つまり、預金は物すごく集まって、小さな貸し出し市場を目指して物すごい競争が行われているということだろうと思います。

では、今後どうなっていくのか、このままでは預金にリターンというものをほとんどつかれないではないかということになるのですけれども、では、銀行が資本市場での投資の主な出し手になってこれを使っていくのがいいかということになりますと、銀行というのはレバレッジの高い機関でありますので、損が出ると、それを何倍にも拡大して経済に影響を与えることになりま

す。株をいっぱい持っていて、日経平均が期末で

振れるたびに日本経済ごと収縮させたりしていたというのは、つい最近あったことです。基本的に、負債側がリスクをとらない、必ず返ってくるという前提のお金ですので、それを五〇〇兆円そのまま投資に転換して運用するというのは、必ずしも容易ではないのではないかと気がいたします。

ですので、これの答えをどう見ていくかというのは難しい問題でありますけれども、基本的には、やはり家計が貯蓄から投資へと動いて、いろんな形で資金を運用していくということが重要になっていくのではないかと考えております。

個人的な意見ですが、新しいBIS規制は銀行規制ではあるわけですが、ある意味で、資本市場と一緒にあって機能を発揮してこそ本当に十全な効果が発揮できる性質のものではないかというところが感想でございます。

新BISの話を中心にお話しさせていただきましたが、今日、証券会社の方がたくさん来ておられると伺っておりますけれども、私どもも、マーケットで何が起っていて、ビジネスがどう変わっているところを十分に踏まえた上で行政を行っていかないと、本当に効果的な行政はできないのではないかと。

例えば、金融システムが揺らがないようにするといいますが、次にどこから揺らぐかというところ、いろんな取引が国際的に市場化しつつあるわけですから、市場から来る可能性もある。そうすると、市場で何か起こっているかということをわかっていなければいけないでしょうし、また、処分といっても、何が重要なことで、何がビジネスの相場かということがわかった当局でなければ、適切な行政行為もできない。さらに、今課題になっております、東京市場の魅力をどう高める

かということになれば、ましてや、役人が机に座って悩んでおるだけではどうにも答えが出る話ではないということで、私ども、どういうふういろいろな対話を進めていったらいいのかを工夫し、考えていこうとしております。

今後、いろんな機会をとらえて、いろいろ議論する機会がいただければと考えているということをお願いしまして、私からのお話はおしまいにさせていただきます。

御清聴、どうもありがとうございました。（拍手）

若林常務理事 氷見野課長、どうもありがとうございました。

バーゼルⅡの全体のお話、それから証券市場との関係、非常にわかりやすく、しかも体系的なお話しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、若干お時間もいただいておりますので、せつかくの機会でございます、今日のお話に関する質問や御意見、あるいはそれ以外に、証券行政に関する御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

質問者 今日はどうもありがとうございました。

まず、銀行の資本の話ですけれども、いわゆるハイブリッド証券、この見直しについてですが、これからの議論というお話がありました。これは、落しどころの時期とかそういうものは、イメージとかございますでしょうか。

氷見野 これはバーゼル委員会の加盟国の間でも温度差があるところでありまして、ヨーロッパの国は早くやろうといっております。といいますのは、投資銀行の方がいつも新商品を持って回って

おられまして、一カ国の当局がオーケーというと、すぐ、どこがオーケーしたといって、ばつとほかの国にもセールスに回って、これを認めるという圧力がかかる。ところが、バーゼル委員会が出している一番最後の基準というのは、シドニー合意という一九九八年のもので、必ずしも明瞭には書いていなくて、判断に迷う場面もあるということ、ヨーロッパはもう単一市場になっておりますので、早く明確な基準をつくってくれないと困るということ、早く早くといっております。

他方、米国の場合は、分母のバーゼルⅡをいつ入れるかというので、まだすったもんだしている状況ですので、それに加えて、さあ、次は分子だ、分母と分子と同時に、というのは余りぐあいがよくないという感じを持っていると思います。

日本の当局の立場としては、いずれは明確化する必要なのだけでも、とにかくまず、

バーゼルⅡの実施を確実にやっていく方が先ではないか。ただ、必要な勉強を進めていくということについては、中田さんが議長になってしつかりやっていくことです。色々申し上げましたが、一言で言うと、今のところ、いつごろだろうというかどうかをいえる状況に至っていないと思います。

質問者 どうもありがとうございます。

もう一点、アウトライヤー規制ですが、規制というのは語弊があるのかもしれませんが……。

氷見野 アウトライヤー基準といっております。

質問者 これはレギュレーションじゃないせいもあって、細かい点がいま一つはつきりしていないところがあるかと思いますが、バーゼルの内部手法もしくは標準的手法、これと考え方的には同じような見方をしていくというものがやっぱ

りあるのでしょうか。

氷見野 これは意図的にはつきりしないものにつくってございます。肥満度二六の人がとるべき行為は何かというのは、その人ごとに異なるわけでありまして、それを画一的に決められるくらいであれば、そもそも第一の柱で、これを分母に入れないとかいうことをするわけですけれども、それが適当でないということで第二の柱に入っております。

ということ、むしろ、これは当局と金融機関の間の対話のきっかけであって、その対話を通じていい方法が何かということを見出していくべきであって、これの結果として特定の出口なり答えが自動的に決まるものではない、そういうものにするべきでないというのがバーゼル委員会の考え方でもあり、私どもの考え方でもあります。ですの、確かに、何が起こるのかわからないのは気持

ち悪いから、思い切って決めてくれというお話をいただくこともあるのですけれども、そこは、私どもとしては、そうすべきでないと思っております。

質問者 大変明快で、かつ率直なお話をありがとうございます。

私自身は、今、外資系の投資銀行の日本法人に身を置いておりますが、実は、私ごとなんですけれども、バーゼルの銀行監督委員会に三年在籍しておりまして、バーゼルIについて、今日は余りお触れにならなかったのですけれども、ある意味で忸怩たる、非常に悪名高きものに関与しているものですから、余り評論家のようなことはいえないんですけれども、今日のお話で非常に感銘を受けたというか、よかったのは、こういうのを当局が示したときは積極的にリスク管理の指標として使って、私ども、お客様に銀行の方が多いもので

すから、銀行の若い方々と話すときにはぜひそういうふうにしようにっています。

ただ、ぜひお願いしたいことが二つあって、一つは、バーゼルⅠは粗っぽい、確におっしゃるとおりなのですが、粗っぽさを精緻化していくときに、精緻化というのは、マーケットと競争しますと際限がないというのが一つあるということですよ。もう一つは、氷見野さんが今日おっしゃったような思想は、大変僭越で申しわけないのですけれども、全国津々浦々の財務局などを通じて、コミュニケーションの問題もあるのですけれども、ぜひそういうのを浸透していくことを心から期待したい、これはお願いです。

以上です。どうもありがとうございました。

氷見野 複雑な規制ですので、実施がどういうふうになっていくかというのは非常に大きいと思います。それで、私どもの部内の研修ですとか、そ

ういったようなことにも努めていきたいと思いますし、また、「ここはこういうやり方でもいいのですよね」というような疑問は協会とか通じて投げてください、Q & Aという形でお示しすることによって、なるべく予測可能性が高められるようにやっていくようにぜひしていきたいと思えます。

若林常務理事 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。それでは、時間も参りましたので、これで本日の「資本市場を考える会」を終わらせていただきます。

氷見野課長、どうもありがとうございました。

(拍手)

(ひみの・りょうぞう)

金融庁監督局証券課長
兼バーゼルⅡ推進室長

(本稿は、平成一九年三月七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

氷見野 良 三 氏

略 歴

1960年・富山県生まれ。83年・大蔵省入省。主税局税制第二課企画調整室長、金融監督庁国際室長などを経て、2003年・バーゼル銀行監督委員会事務局長。同委の自己資本比率規制見直しタスクフォース、コアプリンスiplズ・リエゾン・グループなどの議長を兼ねる。06年～金融庁監督局証券課長兼バーゼルⅡ推進室長。

(レジュメ)

バーゼルⅡと証券市場

日本証券経済研究所「資本市場を考える会」
平成19年3月7日(水)

金融庁監督局証券課長兼バーゼルⅡ推進室長
氷見野 良三

このプレゼンテーション中、意見にわたる部分は、個人的見解であり、必ずしも所属組織の見解を示すものではありません。

1

バーゼルⅡ

- バーゼルⅠ(BIS規制)
1988年に導入された
銀行の自己資本比率規制
- バーゼルⅡ(新BIS規制)
2007年3月末から実施される
新しい自己資本比率規制



2

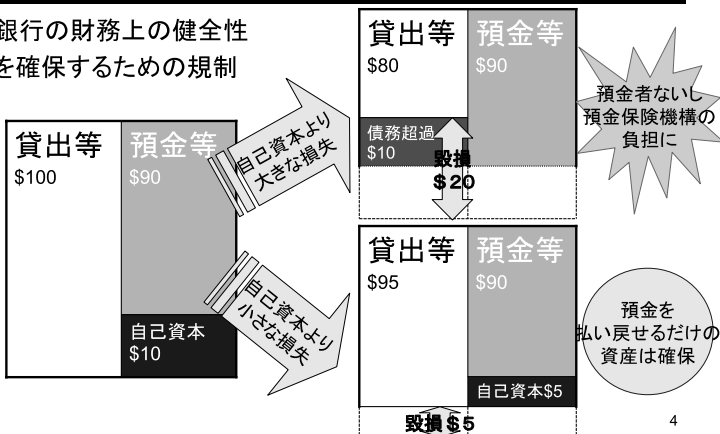
本日のテーマ

1. 銀行の自己資本比率規制の進化
2. バーゼルⅡの概要
3. バーゼルⅡの交渉経緯
4. バーゼルⅡと証券市場
 - ・ 証券会社の自己資本規制比率
 - ・ 資本の定義－銀行の自己資本調達
 - ・ 銀行のファンド投資に与える影響
 - ・ 金利リスクの「アウトライヤー基準」
 - ・ 信用リスクの値付け
 - ・ 投資と貯蓄の役割分担

3

銀行の自己資本比率規制

銀行の財務上の健全性を確保するための規制



4

自己資本比率規制(2)

自己資本 $\geq$ 銀行として備えておくべき損失額

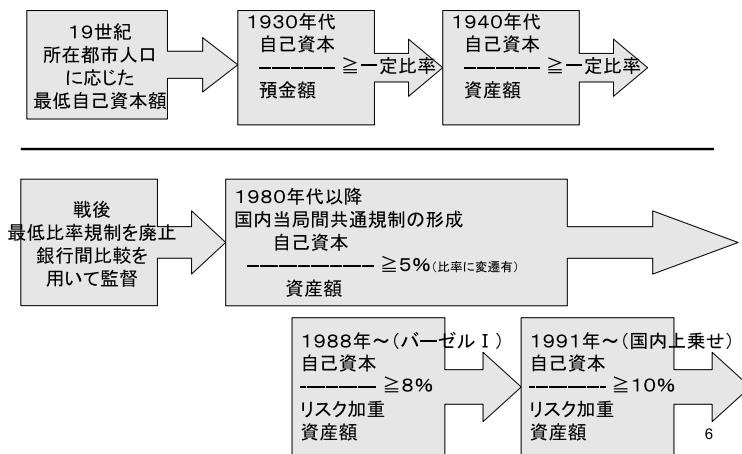


自己資本

----- $\geq$ 一定比率
損失の発生額の目処となる指標

5

米国における規制進化



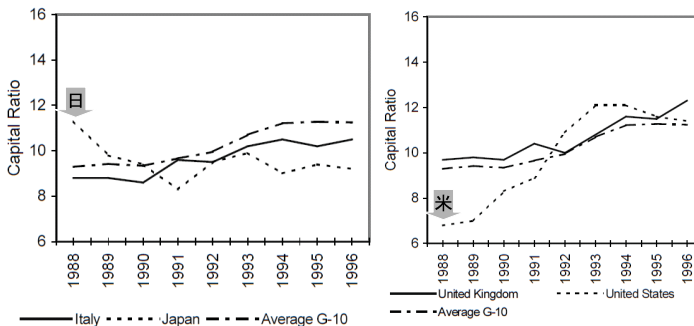
バーゼル I

自己資本

----- $\geq 8\%$
国債 $\times 0\%$ + インターバンク与信 $\times 20\%$
+ 住宅ローン $\times 50\%$ + その他与信 $\times 100\%$
+ オフバランス取引 $\times$ 掛け目

7

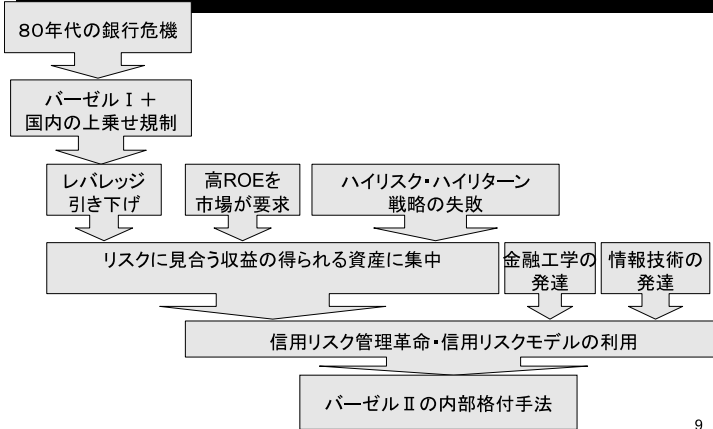
バーゼル I : 日米の結果



CAPITAL REQUIREMENTS AND BANK BEHAVIOUR: THE IMPACT OF THE BASLEACCORD
BASLE COMMITTEE WORKING PAPER No. 1 – April 1999

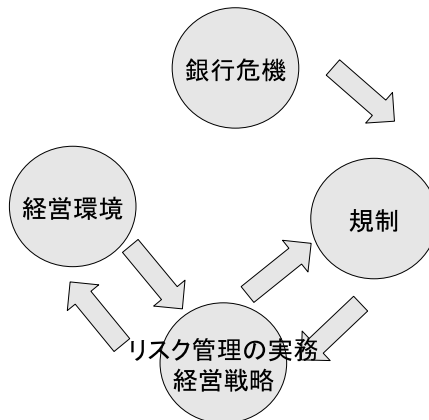
8

バーゼルⅠからバーゼルⅡへ



9

規制の進化と銀行実務



10

バーゼルⅡの概要

第1の柱(最低所要自己資本比率規制)⇒リスク計測の精緻化・多様な選択肢

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

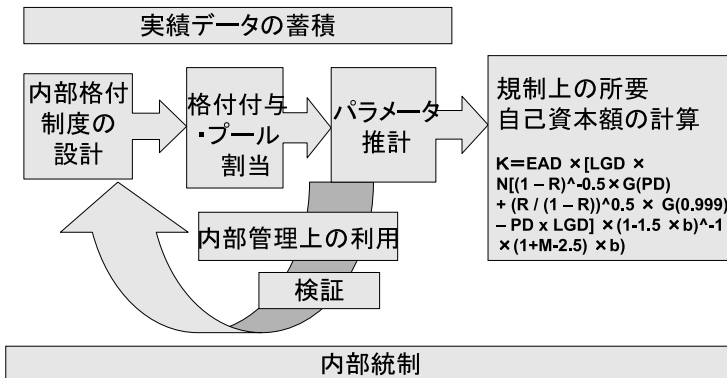
	信用リスク	市場リスク	オペレーショナル・リスク
簡素さを重視した手法	標準的手法	標準的方式	・基礎的手法 ・粗利益配分手法
高度な手法	内部格付手法 ・基礎的手法 ・先進的手法 (08年度から)	内部モデル方式	先進的計測手法 (08年度から)

第2の柱(銀行自身によるリスク管理・自己資本戦略を重視)

第3の柱(開示を通じた市場規律)

11

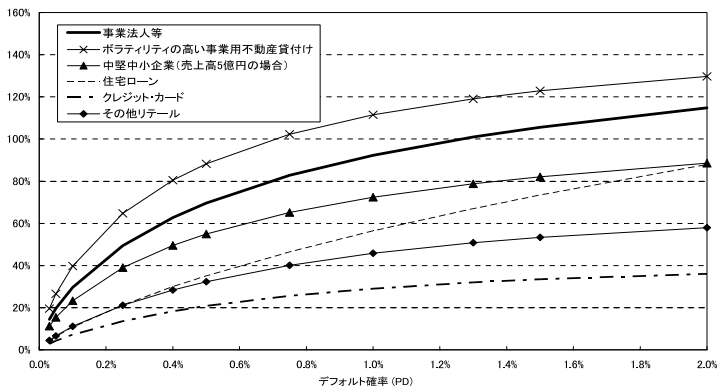
内部格付手法の基本プロセス



12

内部格付手法のリスクウェイト

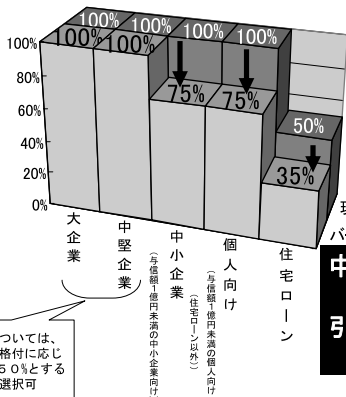
リスク・ウェイト



13

信用リスク計測の標準的手法

自己資本 $\geq 8\%$
与信額 × リスクウェイト



日本国債（円建て）のリスクウェイトは0%。

外国国債等はOECD輸出信用格付のない格付機関の格付を用いウェイト付け（AA：0%、A：20%、BBB：50%）。

地方公共団体及びインターバンク与信は設立国のウェイト付け方法に準拠（ただし、我が国の地方公共団体（円建て）は0%）。

現行規制

バーゼルⅡの「標準的手法」

中小企業・個人・住宅ローン
⇒ 軽減
引当率の低い延滞債権
⇒ 加重

14

バーゼルⅡの交渉経緯

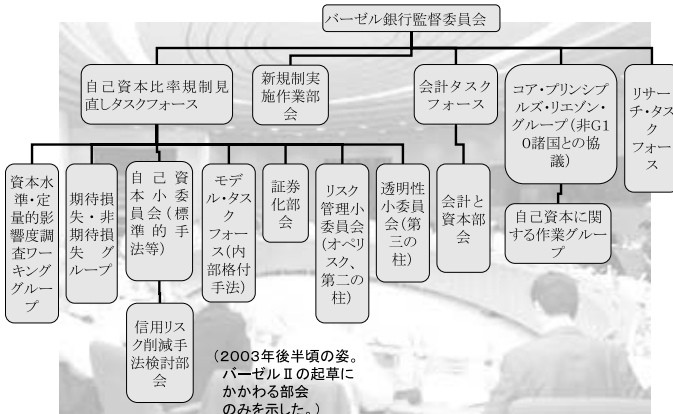
「国際決済銀行(BIS)の自己資本比率規制などで、
『いつの間にか米欧が結託してルールを作っている』
といった邦銀関係者の声を聞く。
金融界でも国際世論は一回の会議で決まらない。
色々な場で絶えず議論を繰り返すうちに、
何となくコンセンサスが出来上がり、ルール化されるのである。」
(行天豊雄 「私の履歴書 第29回」
日本経済新聞2006年10月30日朝刊)



⇒バーゼルⅡではどうだったか？

16

バーゼル銀行監督委員会における バーゼルⅡ 検討体制



17

各国の立場

- 米国
 -  The Federal Reserve Board
 -  Comptroller of the Currency
Administrator of National Banks
US Department of the Treasury
 -  FDIC FEDERAL DEPOSIT INSURANCE CORPORATION
- 欧州
 -  BaFin
 -  FSA
 -  BANQUE DE FRANCE
EUROSYSTEME
 -  BANCA D'ITALIA
EUROSISTEMA
 -  European Commission
 -  ESPA
 -  EBC
 -  Edgerrische Bankenkommission
Commission federale des banques
Commissione federale delle banche
Swiss Federal Banking Commission
- 日本
 -  金融庁
Financial Services Agency
 -  日本銀行
BANK OF JAPAN
- 非G10諸国
 -  EMEAP
Executives' Meeting of East Asia-Pacific Central Banks

18

バーゼルⅡと 証券会社の自己資本規制比率

E U	証券会 社	米	大証 券ゲ ループ	その 他	日	国際 的に 活動	その他
連結	バーゼ ルⅡ	連結	バー ゼル Ⅱ		連結	監督 指針	
単 体	自己資本/信用 リスク、市場リ スク、オペリス ク相当額、ビジ ネスリスクや流 動性リスクは比 率に反映せず。	単 体	ネット・キャピ タル・ルール		単体	自己資本 府令	

固定化されていない自己資本の額/市場リス
ク、取引先リスク、基礎的リスク相当額

19

資本の定義－銀行の自己資本調達

バーゼルⅡ 序文(2004年6月)

「バーゼル委員会は規制資本の定義に関する論点を探求するが、この長期的な見直しの結果をバーゼルⅡ 実施前に提案するつもりはない。」

「自己資本の定義に関する部会」

- － 共同議長: 日銀 中田 勝紀 企画役
＋ 英FSAシャーマ課長
- － 現状のストックテイキング

20

ファンドの取扱いの考え方

- BIS規制は銀行の財務の健全性の指標
⇒ ファンド育成の具でもファンド投資抑制の具でもない。
⇒ リスクを的確に反映する中立的な規制が望ましい。
- ファンドの中身は分からないもの？
 - － 「高リスク資産(不良債権等)もファンド経由で保有すれば「リスク飛ばし」が可能」では困る。
 - － 「LTCMが破綻すると日本の金融システムが揺らぐ」でも困る。
 - － 「天才ファンド・マネジャーがやっているからローリスク・ハイリターン」？
 - ⇒ 合理的なリスク把握ができない場合には、
最悪事態が生じても預金者に迷惑をかけない備えを。
- 手に入る範囲の情報をできるだけ活用できる規制を目指す。
⇒ 合理的なリスク把握方法は柔軟に認めていく。

21

標準的手法におけるファンドの取扱い

ファンド内の資産構成を把握(ルックスルー)できる場合

- 現行規制と同様に、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げ

ファンド内の資産構成を把握することが困難であるが、大枠は把握可能な場合

- 現行規制と同様に、ファンドに含まれ得る資産のうち、最大のリスク・ウェイトを不明部分に適用

☆標準的手法では100%を超えるリスクウェイトの対象資産は限られている。

(90日以上延滞債権及びB+格以下の法人向け債権等(個別引当率20%未満)は150%。証券化商品(BB+～BB-格:投資家の場合)は350%。証券化商品(無格付、劣後部分)は自己資本控除。)

従って:

(例1)ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品が含まれていないことが分かっている場合

→ 150%のリスク・ウェイトを不明部分に適用

(例2)ファンド内の個々の資産を把握することはできないものの、証券化商品と不良債権が含まれていないことが分かっている場合

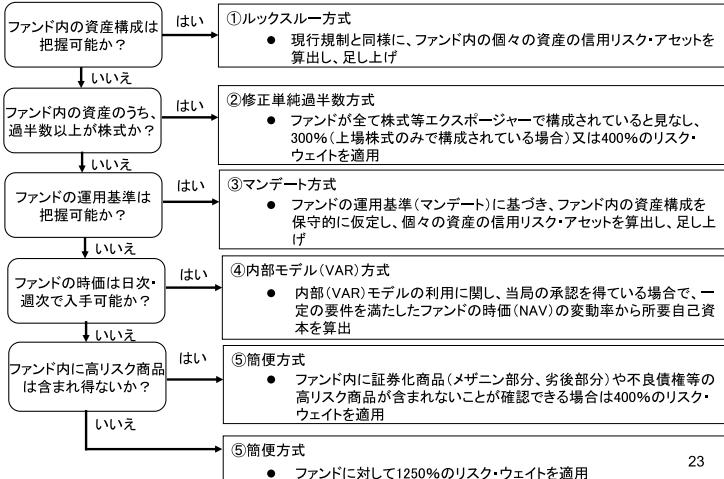
→ 100%のリスク・ウェイトを不明部分に適用

22

内部格付手法(IRB)におけるファンドの取扱い

算出方法の適用基準

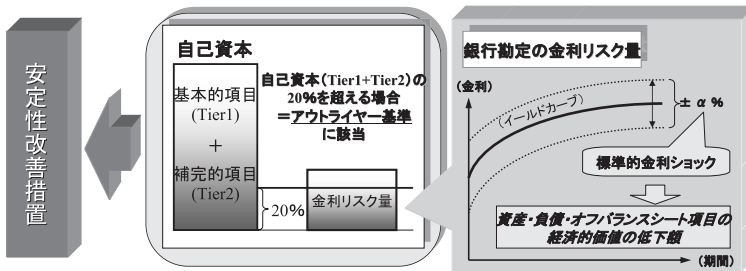
ファンドの取扱い(所要自己資本の算出方法)



23

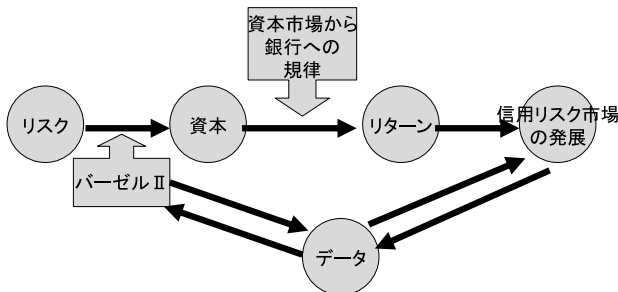
銀行勘定の金利リスク (いわゆる「アウトライヤー基準」)

- アウトライヤーは統計上の用語。価値判断を含む概念に非ず。
- 自己資本比率自体には影響しない(第二の柱)。
- 注意シグナルとして経営に活用。



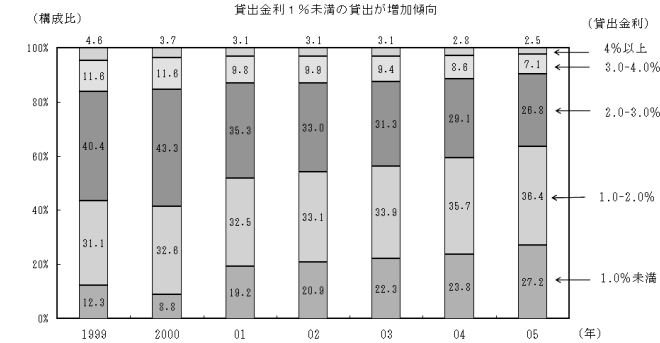
24

バーゼルⅡと信用リスク市場？



25

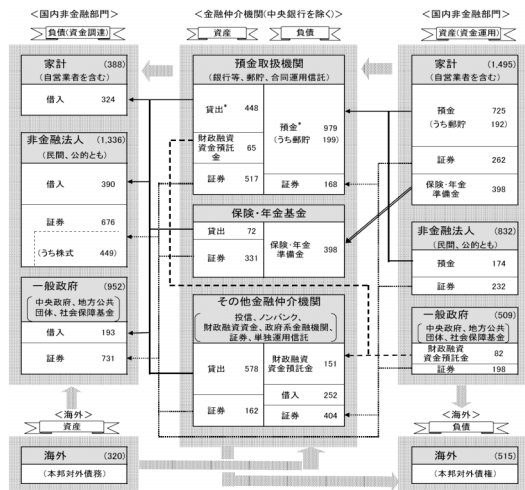
利率別貸出金残高シェアの推移



26

貯蓄と投資の役割分担

部門別
金融資産・
負債残高
(2006年9月末、
兆円、日銀統計)



27